

記入例

捨印

第1号の2様式

〇〇〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒000-0000

住 所 東京都新宿区西新宿 2-8-1

申 請 者 〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 新宿太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

実印

(法人代表者印)

電話番号 03-5388-0000

業 種 製造業

従業員数 100 人

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】 助成対象事業の目的及び内容

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等に、微量PCBが混入しているかどうかを把握するため、当該微量PCBの濃度を測定する。

【2】 助成対象事業実施予定日(微量PCB濃度分析の実施予定日)※

〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【3】 経費配分

経費名	経費配分	金 額
電気機器の 微量PCB 分析経費	A 測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	75,500 円
	B 助成計算額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	35,250 円
	C 助成額(Bの百円未満を切捨て)	35,200 円

※ 微量PCB濃度分析の実施予定日が決定していない場合は、目安の日付を記入

※ 交付決定日より前に試料採取及び分析を行った場合は助成対象外となる

【4】 助成対象機器の内容及び経費内訳
別紙のとおり

【5】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)	〇〇ギンコウ								
支店名 (カタカナで記入)	□□シテン								
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	0	0	7	
預金種類	☒ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座								
口座名義 (カタカナ)	〇〇カブシキガイシャ								
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	※口座名義は、申請者と同一にしてください。	

【6】 申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	〇〇株式会社 立川支店 管理課
担当者氏名	東京 三郎
住 所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話番号	03-5388-0000
FAX番号	03-0000-0000
メールアドレス	〇〇@××.co.jp

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添 付 書 類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの。助成対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)	✓
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	✓
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	✓
4	助成対象者であることを証明する書類(2の書類では助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	✓
5	銘板の写真(ただし、機器を使用中等などで写真の撮影が不可能な場合を除く)	✓

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者にあつては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。



1 機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	〇〇(株)立川工場
所在地(都内に限る)	立川市錦町 4-6-3

2 助成対象機器の内容

	電気機器の種類	製造者名	型 式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・ 保管状況 *1 (○で囲む)	分析に要する 測定経費 *2 〔 試料採取費+分析費+ その他分析に係る経費*4〕	助成計算額 *3 測定経費 × 1/2 〔 1 台につき上限 12,500 円 〕
1	高圧トランス	〇〇電機	LV-6	123-456	1970 年	使 用 保 管	25,000 円	12,500 円
2	高圧コンデンサ	〇〇電機	SSS	54-321	1965 年	使 用 保 管	30,000 円	12,500 円
3	高圧コンデンサ	〇〇電機	FFF	F999121	1961 年	使 用 保 管	20,500 円	10,250 円
4					年	使 用 保 管		円
5					年	使 用 保 管		円
						合計金額	(A) 75,500 円	(B) 35,250 円

- *1 使用中である場合にあっては「使用」を、保管中である場合にあっては「保管」を○で囲むこと。
- *2 試料採取費・分析費・その他分析に係る経費を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。
- *3 **測定経費の1/2**で1台当たりの**上限を12,500円**とした金額を記載すること。
- *4 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。
- 5台以上分析する場合、または、機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。
 - 製造者名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。